

バケットには規格外の安全フックを取り付けず

掘削機などのバケットにフックを付けて吊り作業を行う場合には、使用上の規制とフックを溶接する際の溶接技術の資格条件がありますので、正しく取り付けした機械で規制を守って作業するようにしてください。

注意

1. 労働安全衛生規則第164条（基発第542号）により掘削機などで荷つり作業を行う目的で安全フックを取り付ける場合は、必ずJISの溶接技術の認定を受けている有資格者が行うことと決められています。
2. 労働安全衛生規則第164条2により、やむをえない場合に限り一時的に使用が認められたもので、吊り上げ作業を主目的として機械を使用することはできません。
3. 安全フックは認定を受けた専用のフックを使い、鉄筋や鉄板などで作った外れ止めの無いフックを取り付けする事は絶対に行わないでください。
4. 掘削機的能力により吊り上げ能力も変化しますが、最大で1トン未満と決められています。

